

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成18年7月21日(木)午後7時00分～午後7時20分
場所 小田原市役所 議会全員協議会室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 島田祐子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|--------------------|------|
| 学校教育部長 | 鈴木紀雄 |
| 生涯学習部次長 | 清水清 |
| 教育政策課長 | 曾我勉 |
| 学校教育課長 | 椎野美乃 |
| 生涯学習政策課長 | 中村悟 |
| 学校教育課長補佐 | 剣持清和 |
| 学校教育課指導主事
(事務局) | 西村泰和 |
| 教育政策課教育政策担当主査 | 杉山博之 |
| 教育政策課主査 | 前島正 |

4 議事日程

- 日程第1 議案第9号 小田原市社会教育委員の委嘱について(生涯学習政策課)
- 日程第2 議案第10号 平成19年度使用小学校中学校教科用図書の採択について(学校教育課)

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...桑原委員、横田委員に決定

(3) 日程第 1 議案第 9 号 小田原市社会教育委員の委嘱について

提案理由説明...教育長、生涯学習政策課長

青木教育長...それでは、議案第 9 号「小田原市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。社会教育委員につきましては、平成 1 8 年 7 月 3 1 日をもって、2 年間の任期が満了いたします。

その後任につきまして人選をいたしましたところ、別紙のとおり候補者名簿がまとまりましたので、8 月 1 日から委嘱しようとするものであります。

細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます

生涯学習政策課長 ...それでは、議案第 9 号の「小田原市社会教育委員の委嘱について」につきましては、私から細部説明を申し上げます。

現在、小田原市社会教育委員の任期は、小田原市社会教育委員条例により、2 年間と定められており、7 月 3 1 日をもって、任期満了となります。

そのため、社会教育法第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選考いたしましたところ、別紙資料の名簿にございます 1 3 名の方々が社会教育委員として適任と思われるので、新たに委嘱いたしたく提案するものです。

なお、この 1 3 名の方々のうち 6 名の方は、市校長会、市地域婦人団体連絡協議会、市 P T A 連絡協議会、自治会総連合及び市議会といった各種団体から御推薦いただいております。

また、名簿に記載いたしましたとおり、公募により 2 名の方を選考いたしました。この委員の公募につきましては、6 月 1 5 日号の広報紙や市のホームページ等により周知いたしましたところ、3 名の方から応募がありましたので、応募者から提出していただきました小論文、面接等により審査

いたしました結果、佐藤喜久江氏、遠藤豊子氏の2名に決定したものです。
社会教育委員の任期につきましては、平成18年8月1日から平成20年
7月31日までの2年間となります。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第2 議案第10号 平成19年度使用小学校中学校教科用図書の採択につ
いて(学校教育課)

提案理由説明...教育長、学校教育課長

青木教育長...それでは、議案第10号「平成19年度使用小学校中学校教科用図書の採
択について」を御説明申し上げます。

今年度は、平成19年度に小学校及び中学校の通常学級で使用する教科用
図書と、特殊学級で使用する教科用図書の採択を行うこととなります。

一昨年度の平成16年度に、小学校にあつては、平成17年度から20年
度までに使用する教科用図書の採択替えを行いました。昨年度の平成17
年度には、中学校にあつては、平成18年度から21年度までに使用する
教科用図書の採択替えを行いました。

今年度は、採択替えのない年度となります。採択替えのない、年度につ
きましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法
施行令から、学校教育法107条による教科用図書を除き、採択替えの年
度に採択した教科用図書と同一のものを採択しなければならないことにな
っています。

なお、学校教育法107条による教科用図書の採択については、1年毎に
採択しなければならないことになっています。

細部につきまして、所管課長から御説明申し上げます。

学校教育課長... それでは、私から、教科書採択に関わりまして次の3点について御説明いたします。1点目は、「平成19年度使用小学校用教科用図書」、2点目は、「平成19年度使用中学校用教科用図書」、3点目は、「平成19年度特殊学級で使用する教科用図書」についてでございます。1点目、2点目の「平成19年度使用小学校用教科用図書」及び「平成19年度使用中学校用教科用図書」につきましては、教育長の説明にもございましたとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条に基づき、採択替えのない年につきましては、学校教育法第107条の規定による教科書を除き、引き続き同一の教科書を採択することになります。そこで、平成19年度に使用する教科用図書は、お手元の資料にございますように、小学校につきましては、平成16年度に採択されました17年度から20年度まで使用する教科用図書を、また、中学校につきましては、平成17年度に採択されました18年度から21年度まで使用する教科用図書を採択することになります。次に、3点目の「特殊学級で使用する教科用図書」でございますが、特殊学級で特別な教育課程による場合において、通常級で使用する教科用図書を使用することが適当でない場合には、次の2種類の中から使用することができます。一つ目は、盲学校・聾学校・養護学校用教科書目録です。もう一つは、平成19年度使用一般図書一覧です。この二つの中からも選ぶことができます。そして、先ほど教育長がご説明したとおり、学校教育法第107条の規定による教科用図書の採択につきましては、1年ごとに採択することとなっております。この採択につきましては、昨年度までは、各学校が児童・生徒の実態に応じて柔軟に選択できるように、通常級の教科書、盲学校・聾学校・養護学校用教科書及び平成19年度使用一般図書のすべて、約3,000冊を採択しておりました。しかし、今年度からは、県教育委員会の指導により、1冊ごとに採択理由を明記しなければならなくなりましたので、約3,000冊について一つずつ理由を明記することは困難であるため、現時点で各学校が児童・生徒の実態に応じて選択した図書について採択するものいたしました。お手元の資料は、各学校から提出されました「学校教育法第107条による教科用図書」約200冊を一覧にまとめたものでございます。本日は、この

一覧にまとめた教科用図書について採択をご検討いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

島田委員...去年、中学校にあっては、平成18年度から21年度までに使用する教科用図書の採択替えを行って、だいぶ教科書も替わったと思いますが、それに伴い具体的に中学校から何か不都合があるとか、そのような話は出ていませんか。

学校教育課長...今年度に入って特段そのような報告は、学校から受けておりません。

横田委員...一つ確認ですが、この資料のリストの107条本は現在学校で使われているものなのですか。

学校教育課長...来年度使用するにあたり、担当教諭がふさわしいと判断したものが載っておりますが、今年度使用しているもので、来年度も使用したいというものがあれば、この中に入っております。

横田委員...ということは、担当教諭がふさわしいと思うものがすべてこの中に入っているのですね。どれを使うかは、この中にあるものの中から自由に使えるということなのですね。

学校教育課長...そのようになります。ただ、今回は現実に使うものを載せておりますので、この一覧表のすべての図書が使われることになるかと思えます。

(質疑終了)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(5) 委員長閉会宣言

平成18年8月21日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（横田委員）